

ベルリン共和国の政治的変容(2・完)

——鳥瞰の試み——

近 藤 潤 三

はじめに

1. ドイツ統一の政治過程
2. 産業立地問題の浮上と政権交代
3. ハルツ改革からメルケル政権へ
4. 東ドイツ地域の経済再建と心の壁(以上前号)
5. 外国人問題と移民国への転換
6. 国際社会の中のドイツ
7. 政党政治の変容

おわりに

5. 外国人問題と移民国への転換

(1) 外国人問題の多面性

次に外国人問題ないし移民問題に目を向けよう。

この問題を過去に遡っていくと、ドイツの意外な一面が浮かんでくる。ドイツが大量の移民を送り出してきたことである。事実、18・19世紀にドイツの地からは何百万人もの人々が当時のロシア帝国や新天地アメリカに移住した。ヴォルガ川流域を中心にドイツ系の人々の集住地がロシアの各地に存在し、出自を訊ねたアメリカの国勢調査でドイツ系と自認する市民が最大グループになっているのはそのためである。一方、20世紀にな

ると逆に周辺地域から多くの外国人がドイツに流入した。それはドイツの工業化に伴い、国内移動で空洞化した農村部などで人手不足が起こり、国外からの労働力が必要になったからである。こうした意味でドイツの歴史は流出と流入の両面で大規模な人の移動の波に洗われてきた。そして21世紀になった現在では移民問題と呼ばれている外国人問題も、基本的にそうした歴史の延長上にある。

この事実を踏まえた上で、統一後の移民問題を眺めよう。

第二次世界大戦終結後のドイツは分断国家になっただけでなく、領土がかなり縮小した。その狭小化した国土に、喪失した東部領土の出身者やチェコスロヴァキアのズデーテン・ドイツ人など総計で1200万人に達する膨大な数の人々が受け入れられた。彼らは故郷で幾世代にも互って暮らしていたが、戦争末期に避難するか、あるいは戦争終結後に強制的に故郷から駆逐された人々であり、西ドイツでは被追放民と呼ばれる集団を形成した。さらにベルリンの壁が作られる1961年までに東ドイツから西ドイツに大半は非合法の形で270万人以上の市民が逃亡した。彼らは次第に嚴重になっていったドイツ内部国境やベルリンの東西境界線を越えたのである。この人々を含め東から西に移った集団はユーバージードラーと総称される。

これらの大規模な人の移動が「経済の奇跡」と呼ばれる西ドイツ経済の高度成長を労働力として支えたが、東ドイツからの流入がベルリンの壁に阻まれて激減した1961年以降、西ドイツでは外国人労働者の導入が本格化した。トルコをはじめ8つの国々と政府間協定を結び、政府の主導で多数の労働者を募集して受け入れたのである。これと同様に大量の労働力が流失した東ドイツでは男女同権の名目で女性の就労が促進されるとともに、社会主義国の国際的連帯を掲げて外国人労働者が受け入れられた。けれども、その規模は西ドイツに比べるときわめて小さかっただけでなく、処遇も劣悪であり、事実上温存されたといえる民族差別は統一後に顕発し

た排外暴力の温床になった(近藤 2010: 236ff)。

西ドイツに到着した外国人は、若くて健康な男性が主力だった。彼らに付けられたガストアルバイターという呼称が示すように、彼らは定住者ではなく一時的な滞在者であって、数年間の就労後に帰国するものとされていた。それは導入の基礎となった協定にローテーション原則が定められていたからである。しかし、受け入れ企業の利害でローテーション原則が空洞化する一方、第一次オイル・ショックが起こった1973年に新規の募集が停止されたのを契機に、多くの外国人労働者が帰国を先延ばしし、故国から家族を呼び寄せた。そのため、外国人に占める女性や子供の比率が増大し、続いて高齢などの事情で現役から引退する人々も増加した。その結果、一時的に就労するはずの外国人労働者は定住化傾向を強めるとともに、多面的な生活問題を抱える移民に変貌するようになったのである(近藤 2013a: 129ff)。

定住化した外国人は、1990年の西ドイツで総人口の8.4%を占めるまでになり、ドイツ生まれの第2、第3世代も増えている。最大の集団はトルコ人であり、ユーゴスラヴィア人、イタリア人がこれに続いた。滞在の長期化につれて社会的に分化する傾向が見られるものの、彼らの多くは不熟練労働者であり、低所得層が大きな部分を占めている。とくにトルコ人のケースではムスリムが多数を占め、文化的背景が大きく異なるために学校教育や地域社会で様々な問題が生まれている。例えば大都市では生活上の便宜のために同郷人が特定地区に集住して異国の観を呈するようになっている。そこでは食料品店から金融機関、旅行代理店などに至るエスニック・ビジネスが盛んでドイツ語を使わずに生活できるので、ドイツ語能力が伸びないという問題が深刻になっている。ドイツ語能力が不十分だと学校教育の修了が容易ではなく、職業資格の取得も困難なため、安定した職場に就職することは難しい。外国人労働者の失業率がドイツ人の2倍近くに達しているのはその結果の一つである。

これらの外国人に加え、統一前後から別のタイプの外国人がドイツに流入するようになった。一つはアオスジードラーと呼ばれる集団であり、もう一つは庇護申請者である。

アオスジードラーというのは、1991年に解体した旧ソ連・東欧各国に散在しているドイツ移民の子孫であり、故郷でドイツ系であることを理由に圧迫を受けているために、祖先の出身国であるドイツに帰還する人々の総称である。したがって、本来は彼らは外国人であるが、ドイツに受け入れられると血統を根拠にして簡単にドイツ国籍を取得できる仕組みが存在したのである。年間流入数は東欧諸国で変革が起こった1989年に38万人、翌90年に40万人に上り、1990年を境に主たる出身国がポーランドから旧ソ連に移った。ポーランドは単一民族国家を自称し、少数民族の存在を否定していたので、ドイツ系住民はドイツ語使用の権利などを認められずに暮らさねばならなかった。他方、ソ連では彼らは第二次世界大戦期に敵国であるドイツの協力者の嫌疑でシベリアや中央アジアに強制移住させられて収容所に閉じ込められ、戦後も部分的に権利が回復されただけで差別を受けていた。このような実情はドイツ国内で広く知られてはいたとはいえ、そのために彼らの受け入れに消極的な人々が少なくなかった。とはいえ、他方でアオスジードラーについては受け入れに反対する声が大きくならなかったのも事実である。

これに対し、大量の庇護申請者の流入は深刻な政治的対立を引き起こした。基本法16条に定められた庇護権は、多数の亡命者を出したナチズムの悲痛な経験を踏まえ、その反省に基づくものだった。また国際規範である難民条約と比べた寛大さは他国の憲法にも例がなく、基本法の際立った特色にもなっていた。このような理由から、冷戦終結に伴い、16条を抛りどころにして故国での政治的迫害を根拠にドイツで亡命を求める庇護申請者が激増した。その数は他の先進国に向かう人数に比べて格段に多かったから、メディアでは洪水という表現が使われるほどだった。事実、1988

年に10万3000人だったその数は1990年に19万3000人、1992年には43万8000人にも達したのである。一旦ドイツに入国すると彼らには審査結果が出るまでの数年間は公費負担で滞在が許された。しかし、それに要する財政負担に加え、広場に設置されたコンテナや体育館、借り上げたホテルなど応急の収容施設での近隣住民とのトラブルや、審査結果で庇護権を認められるのは10%未満と少なく、大半が貧困から逃れたい経済難民と判定されたために、受け入れに対する一般市民の態度が冷ややかになるのは避けられなかった。こうして寛大な庇護権の改廃が大きな政治的争点に押し上げられたのである。

(2) 排外暴力・右翼政党と基本法改正

ところで、庇護申請者を含む外国人問題が重大化した要因はほかにもあった。難民として一括された庇護申請者の収容施設に対する襲撃事件が頻発し、その攻撃対象がドイツに定住しているトルコ人家族にまで瞬く間に拡大したのである。

最初に火の手が上がったのは東ドイツ地域の小都市であり、1991年9月に難民収容施設への大規模な襲撃事件が起こった。しかし、この事件が驚愕を引き起こしたのは、襲撃そのものよりそれに拍手喝采を送る住民の姿だった。これを契機に各地で外国人に対する暴力事件が急増し、1992年11月にはメルンで、翌93年5月にはゾーリングゲンでトルコ人家族の住宅が放火され、死者が出る惨事になった。こうした事件を受けて外国人敵視に反対する動きも高まった。難民収容施設を近隣に住むボランティアが見回り、ローソクを手にした多数の市民が各地で静かな抗議デモを行ったのである。参加者は総計で数百万人に上るとみられる。その後、凶悪な事件は減少したものの、2000年には外国人を標的にした爆発事件がデュッセルドルフで発生し、さらに「ナチ地下組織(NSU)」と称する少人数の極右グループが2000年から2006年までに9人の外国人を殺害した事件が

2012年に明るみに出て衝撃を与えた。

また2001年に起こったアメリカでの同時多発テロ以降、イスラム系住民の存在を問題視する風潮が強まり、様々な紛争が起こるようになった。例えばドイツでもイスラム女性教師のスカーフ着用や家庭における女性の従属が問題になり、自立しようとしたトルコ系女性が家族の名誉を守るためと称して兄弟によって殺害された名誉殺人事件はその特異性もあって耳目をそばだたせた。それと並んで、各地でイスラムの礼拝施設であるモスクの建設を目指す動きが高まり、計画の是非をめぐって周辺住民との対立が目立つようになってきている。とくに大聖堂がシンボルになっているドイツ第4の大都市ケルンでは大規模なモスクの建設に反対する運動が巻き起こり、騒乱事件すら誘発して全国的な注目を集めた(近藤 2011: 189ff)。さらに2010年には主要な政治家の移民排斥を唱えた『自滅するドイツ』と題する著作がベストセラーになったのを契機にして首相も加わる大論争が繰り広げられ、ヴルフ大統領がドイツをイスラムを含む宗教的に「多色の共和国」と明言してその意義を国民に説いたのも見落とせない(高橋・石田 2013: 86ff)。

このようにイスラムに関わる問題が続出しているのが近年の実情とあってよい。その底流には、イスラムに関する知識不足と伝統的な蔑視や反感が存在するだけでなく、ドイツに定住するムスリムの間で宗教的実践を日陰ではなく公然と行う意思が強まり、それが「イスラムの可視化」につながっている現実がある。実際、近年ではドイツで暮らすムスリムたちが日常的に経験する差別などのために閉ざされた共同体を形成し、その結果、ドイツ社会が深い溝で分断された「平行社会」になることが懸念されている。

統一以降にドイツ国内で高まった外国人敵視の風潮のもう一つの表れは、極右政党やネオナチ団体の存在である。とくに従来は泡沫政党だった共和党(REP)とドイツ民族同盟(DVU)が1990年代に州レベルで度々議

会進出に成功した。また世紀が変わってからはドイツ国家民主党(NPD)が勢力を拡大し、東ドイツ地域を中心に州議会で議席を占めるようになった。もっとも、極右政党は黨員も基礎票も少ないのが実態だった。したがって、議席獲得は既存政党に対する不満、不信、抗議の票が流れ込んだ結果ということができ、安定した支持を欠落したままの集票構造にも他の政党との相違がある。

これらの極右政党は禁止されることを警戒して暴力行動を煽っていないが、他方、押しなべて規模が小さい数多くのネオナチ団体の場合、濃淡の差はあれナチスを讃美する共通の姿勢に加え、選挙を顧慮する必要がないために外国人敵視や暴力的傾向が前面に表れている。また排外暴力の点では、ネオナチ団体と並び暴力を美化するスキンヘッドたちが過激な行動に走る傾向が強い。ただスキンヘッドはつながりが緩いので組織化には馴染まないところに特色がある。ネオナチ団体はこれまでにいくつも禁止され、スキンヘッドも暴力に及べば犯罪グループとして摘発されてきたが、ドイツ統一以降、それまでと比べてこれらの集団の活動が活発化し、人数も増えたのは見逃すことはできない。

それはともかく、排外暴力の増大や極右政党の進出は、外国人排斥感情が国民の間に広がっている証左と見られ、人権尊重と民主主義の未熟を印象づけた。ドイツはナチスの過去を克服して統一を果たしたのに、諸外国から再び不信の眼差しを注がれるようになったのである。そうした事態に迫られて浮上したのが、襲撃事件の引き金になった庇護申請者の流入を規制するために基本法を改正するという問題だった。16条の庇護権条項はドイツの良心と目されてきたので、その見直しは激しい反対を巻き起こした。実際、国論は二分された形となり、折からの経済の低迷と重なって政治的な混沌状態が現出したのである。しかし、迷走を続けた末に1992年暮れにいたって与野党が歩み寄り、基本法の改正が合意された。そして「安全な出身国」から来る者や「安全な第三国」を経由してきた者は受け

入れないとする規制が1993年7月から実施されたのである。これを境にそれまで大量だった庇護申請者の流入数は急速に減少するとともに、基本法改正と抱き合わせで与野党が合意したアオスジードラーに関する規制も実施されたので、その数も減るようになった。こうして規制の効果が現れるのに伴い、排外暴力事件も幾分低調になったのである。また基本法改正の是非をめぐる激しかった論戦も、1996年5月に連邦憲法裁判所が改正を合憲とする判決を出したことによって決着がつき、次第に沈静化していった。この点は、後述する連邦軍のNATO域外派遣をめぐる対立が連邦憲法裁判所の判決を境にして解消に向かったのと共通しており、ドイツにおける同裁判所の役割の重要性を裏付けている。

(3) 移民国への転換

ところで、西ドイツでは政府は「ドイツは移民国ではない」という立場を長く堅持してきた。けれども、外国人の滞在が長期化して事実上の移民になってからは、彼らを社会に統合するため、外国人特別代表部や外国人評議会を設置するなど自治体レベルで多様な試みが行われた。またカリタスや労働者福祉団をはじめとする福祉団体や労働組合のほか、地域住民のグループによっても様々な援助活動が展開された。さらにマスメディアや論壇では多文化社会の是非をめぐる活発な議論が繰り返され、非公式の移民国とも呼ばれる状態に変化していた現実が光が当てられた。

1990年に外国人法の大幅改正が行われたのは、そうした背景が存在したからだった。その際に主眼とされたのは、いわば進んだ現実に法制度を追いつかせることであり、それによってドイツは非移民国という公式的立場を崩さないまま、移民国の方向に一步を踏み出したのである。改正外国人法では力点は、定住している外国人労働者とその家族の社会統合を促進するために法的地位を改善することに置かれた。一定の要件を満たした場合の安定した滞在資格の取得が外国人の権利として明確化され、帰化に関

しても要件が緩和されたのである。このような外国人法改正が外国人に関する法制度改革の第1弾だとすると、上述した基本法の庇護権条項改正は、庇護申請者やアオスジードラーの秩序ある受け入れの方向に舵を切った点で第2弾として位置づけられる。

第3弾としてこれらに続いたのは、1998年に誕生したシュレーダー政権下で実施された国籍法の改正である。連立与党のSPDと緑の党は多文化社会に前向きであり、血統主義を土台とした国籍法の抜本改正を目指した。けれども、野党になったCDU・CSUなどは国籍法改正の必要は認められたものの、小幅にとどめることを求めたため、妥協が図られた。その結果、ドイツで出生した外国人の子供についてはドイツ国籍が自動的に与えられ、成人した段階で一つの国籍を選択させる選択制が導入されることになった。一方、定住化した外国人に関しては、帰化手続きの条件である滞在期間が15年から8年に短縮されるなど帰化が容易になった。とりわけ前者では条件つきながら出生地主義と多重国籍が認められた意義は大きい。この改革によって国籍の枠が緩和され、土着ではない新たなタイプのドイツ人が増大しやすくなったのである (Schmidt/Zohlnhöfer 2006: 126ff.)。

このような改正国籍法は2000年から施行されたが、引き続いてシュレーダー政権はより大きな一歩を踏み出した。2000年に技術者を外国から招致するグリーン・カード制をスタートさせるとともに、移民委員会を設けたのである。

翌2001年に移民委員会が提言書を提出し、政府が移民法を準備すると、激しい対立が巻き起こった。改正国籍法はドイツで出生もしくは定住している外国人にドイツ人になる道を開くものだったが、移民法はドイツでの定住を前提にして門戸を開くものだったからである。そのため制定のプロセスは二転三転したが、2004年になって成立に至った。与野党が妥協に応じた背景には、ドイツ産業を支えるべき技術者の不足が深刻化し、経済界から強い要望が出されていたこと、先進国共通の少子・高齢化がドイツ

では著しく、社会保障制度の持続可能性に対する懸念が高まっていたことが背景にあった。かりに移民法を流産させれば政治的責任がのしかかるため、妥協点を模索せざるをえなかったのである。

このようにして誕生した移民法は第4弾として位置づけることができる。その特徴は、労働移民の導入だけでなく、庇護申請者、アオスジードラーについても方針を定め、移民を包括的に扱っていることにある（近藤2007: 107頁）。それまでのドイツではそれらの集団は別個の存在と見做されていたから、国籍や来歴の相違にかかわらず国外から来る人々という大きな括りで移民を捉える視点が確立された意義は大きい。2006年に連邦統計庁が人口統計で外国人と内国人という区別と並び、「移民の背景を有する人々」というカテゴリーを使い始めたのもこれと同一線上にある。

移民法では、研究者、高度の技能を有する外国人、自営業者、大学生などに限定して門戸が開放された。高度な専門技術者には最初から定住許可が与えられ、一定額以上の投資や雇用を生み出す自営業者にも事業が軌道に乗れば定住許可が出されることになったのである。ただ専門技能や年齢、語学力などを点数化するポイント制は、移民委員会が提言したにもかかわらず見送られた。さらに庇護申請者については、従来は政治的迫害に限り難民として認めてきたが、保護すべき難民の範囲が拡大され、宗教的な迫害についても庇護権が認められた。

これらと並ぶ注目点は、移民法に基づいて全国に統合コースが開設されたことである。定住を希望する者や新規に移住した人々にドイツ語習得を課すことにより、社会統合を促進する体制が組まれたのである。そこには福祉国家改革の骨子である「支援と要求」の論理が貫かれており、ドイツ語などの学習を要求している点に特色がある。その根底には、移民の社会統合にはホスト社会の努力だけでは足りず、移民自身の努力も必要とされるという認識が存在している。

このような移民法はメルケル政権でも継承されている。しかし、新たな

一面が付け加わったのも見落とせない。移民家庭の生徒が多い荒れた学校の問題が関心を集めた2006年、メルケル首相は移民の社会統合を進める目的で統合サミットを設置した。その主眼は従来もっぱら政策の客体だった移民を政策の主体として取り込む点にある。毎年開かれるサミットには、連邦と州の政府要人のほか、経済界や労働界の代表、教会関係者などが出席し、移民団体の代表が対等な立場で移民政策について協議する場となっている。無論、移民が多種多様な集団から成り立っている以上、移民代表になる人々がどこまで広く移民の利害を反映できるかについては疑問が残る。しかし、移民自身の声が政治に届く回路が開かれた事実は注目に値する。またこれと並行して、連邦内務大臣の下にイスラム会議が設けられ、多様な潮流から成るイスラムのうち過激なグループを除く団体の代表が一堂に会する協議機関が設置されていることも付け加える必要がある。その背景には、長く目立たなかったイスラムが各地で進められているモスク建設などに伴って可視化してきたという変化がある。以前から外国人代表機関が置かれていた自治体もあったが、移民法の成立後に連邦レベルでこのような組織が設置されたのは重要であり、現在まで存続しているこれらの組織の存在が第5弾という位置を占めるのである。

このようにドイツは統一当時の外国人法改正から始まり、基本法改正、国籍法改正、移民法制定を経て統合サミットとイスラム会議にまで到達したのであり、移民に相応した制度を整備することによって移民への転換を続けている。2009年にはブルーカードに関するEU指令を踏まえ、その指針よりも緩やかな条件で第三国出身の大学卒業者を受け入れるようになり、あるいは自営業者に対する定住許可の要件とされた投資額が引き下げられたことや、さらに2014年の国籍法の改正により一定の条件を満たせば成人後も多重国籍の保持が認められることになったのも、その転換が進捗している道標として位置づけられる。昨今では移民法制定当時に見送られたポイント制の導入が議論される一方で、外国人よりも移民という

表現が多用されるようになってきている。また、人口統計でも「移民の背景を有する人々」という分類が使われるようになるとともに、積極的に移民を受け入れるために「歓迎文化」の醸成が課題として提起されている。これらの動きは従来は見られなかったものであり、そうした変化も移民国としての自己認識が浸透しつつある証左と見做すことができる。というのは、外国人という場合、本来の居場所は国外にあるとされ、ドイツ社会への非所属の面が際立つが、移民の場合、住民の一部としてドイツでの居住が暗黙の前提とされ、共生の現実が見えてくるからである。同時にアオスジードラーのようにドイツにはドイツ系移民が存在するが、外国人ではなく移民というときには国境を越えたという共通項に力点が置かれるのでドイツ系か否かの相違は背景に退き、血統による区別が薄まる点も重要であろう。このように統一後のドイツは制度面だけでなく、意識面でも変貌してきているということができる。

もちろん、その変化を受け入れなかったり、反対する立場の人々も存在する。すでに触れた『自滅するドイツ』という本がベストセラーになり、大論戦が巻き起こったのは、そうした潮流が無視できないことを示している。さらに2014年秋からドレスデンで毎週月曜に「西洋のイスラム化に反対する愛国的ヨーロッパ人」（略称ベギーダ）と称するデモが繰り広げられ、イスラムを標的にしたその運動が瞬く間に各地に波及して多数の市民が参加したことは、移民国への転換に対する逆流が根強いことを印象づけた。このデモではすでに聞きなれた「我々が人民だ」というスローガンが叫ばれたが、それはベルリンの壁崩壊前後、ハルツ改革反対運動に続いて三度目のことであり、移民国への前進が普通の市民を置き去りにしてもっぱら政治エリートの主導で進められているという政治家やメディアに対する不信と反感を表現していた。ヘイト・スピーチに近い過激な表現も見られたこのデモは対抗デモを誘発し、双方の規模が大きかったので、国内だけでなく外国メディアの注目を集めたが、そのためにドイツの国際的

信用が揺らぐ虞さえ感じとられるようになった。排外暴力のような犯罪ではなく、普通の市民が主体となった平和的なデモであるにもかかわらず、メルケル首相を先頭にして主要な政治家がこぞってペギーダを非難したのは、そうした憂慮が共有された結果だったといつてよい。この意味で、移民国への転換は一直線に進んできたのではなく、軋轢や揺り返しなど起伏のある軌跡を描いてきているのである。

6. 国際社会の中のドイツ

(1) 西ドイツ外交の基本路線

ここまでは統一とともにポスト戦後を迎えたドイツ国内の動きを主要問題に即して眺めてきた。次に視線を国外に向け、外交政策を中心に国際社会の中のドイツについて考えよう。

ヒトラーの第三帝国の崩壊後、1949年に建国された西ドイツには二つの重石があった。一つは戦争で周辺諸国に膨大な犠牲を強いただけでなく、ホロコーストで600万人近くのユダヤ人を虐殺したことなど大量殺戮に対する道義的責任を負ったことである。もう一つは、冷戦のために東西に分断され、最前線で同じ民族が東西に分かれて軍事的に対峙するという過酷な運命を背負ったことである。これらから導かれたのが、戦後西ドイツ外交を特徴づける3つの基本路線だった(西田・近藤 2014: 201ff.)。

第1は西側統合路線である。これは初代首相 K. アデナウアーが敷いたレールであり、土台になったのは人種主義によって人間の尊厳を否定したナチスの反省だった。これに基づき西ドイツは人権と民主主義という西側の価値観を重視し、それを擁護する立場を明確にしたのである。

第2は多国間主義である。ヒトラーのドイツが国際社会で自己主張を繰り返して独り歩きした結果、甚大な惨禍を招いた反省に立ち、単独行動を排して他国との協調を重んじることが、ここでいう多国間主義である。西

ドイツでは「自製の文化」が成熟したといわれるが、それは安全保障面では北大西洋条約機構（NATO）、経済面ではヨーロッパ経済共同体（EEC）ないしヨーロッパ共同体（EC）の決定に従い、突出した行動を控えることに表れている。

第3はシビリアン・パワーの重視である。超国家的権力の存在しない国際社会では紛争が絶えない。しかし、その解決手段として、軍事力行使に訴えるのではなく、可能な限り平和的手段を追求すること、そのために国際機関への主権の委譲や国際的相互依存の促進を図るのがシビリアン・パワー重視の立場である。

これらに加え、外交路線そのものではなくても、ナチズムという「過去の克服」が国民的課題として位置づけられていることも、外交に深く関わる点で無視できない。ナチス・ドイツによって侵略された周辺国の立場から見れば、ナチズムが根絶され、侵略の危険が消滅したかどうかは死活的な問題であり、外交政策に大きく影響するからである。

周知の通り、ニュルンベルク国際軍事裁判を頂点にして戦争犯罪は連合国によって裁かれたが、ドイツ側でも司法によってその努力が続けられた。また非ナチ化の柱としてナチ関係者を公職などから排除する措置も実施された。けれども、冷戦が激化する過程で建国されたために戦後の西ドイツでは共産圏を敵視する反共主義が強く、その裏側では非ナチ化を押しとどめ、後ろめたい過去の克服に取り組むよりも過去を封印する傾向が主流になった。西ドイツのエリートの中にナチ関係者が少なからずいることが東ドイツ側から執拗に暴かれたのは、決して根拠のないことではなかったのである。

しかしながら、1960年代になって参加の要求が高まり、制度どまりだった民主主義を活性化する動きが強まると、それに並行して封印されてきた過去が直視されるようになった。これには1961年に結審したアイヒマン裁判を筆頭とする一連のナチス裁判や社会主義ドイツ学生同盟（SDS）を

先頭にしたいわゆる68年世代の役割が大きい。敗戦から30周年の1975年の記念演説で、シェール大統領が5月8日を敗戦ではなく解放として公式に解釈したのはそうした変化の一齣であり、1969年にSPDとFDPが連立したブランド政権を誕生させた新たな政治的潮流が背後に存在したのである。敗戦40周年の1985年にヴァイツゼッカー大統領が過去に目を閉ざさないように国民に呼びかけたことは広く知られているが、その演説もこのような流れに立っており、同時期にナチズムの位置づけを巡る歴史家論争として知られる論戦がジャーナリズムで活発に展開されたことと併せ、ドイツが真剣に「過去の克服」に取り組んでいるという印象を強めた。それによって西ドイツは周辺諸国での信認を強めたのであり、ドイツ統一の際に声高な反対論によって妨げられなかった一因がそこにあった。この意味で「過去の克服」が有する意義は外交面でも軽視できないのである。

それでは統一後のドイツ外交で上記の3つの基本路線はどのように引き継がれているのだろうか。冷戦終結に伴って国際環境が激変し、統一によって分断の重石がなくなれば、それに応じてドイツ外交の指針が変わっても不思議ではない。また3つの基本路線がナチスの過去の反省を土台にしていたことに照らせば、ナチスの記憶の生々しさが薄らぐにつれて路線に揺らぎが生じるのは避けられない。こうした論点に留意し、国際貢献とヨーロッパ政策に重心を置いて、ポスト冷戦期の統一ドイツの外交政策を追跡しよう。

(2) コール政権期の外交・安全保障政策

ドイツ統一問題が終盤を迎えた1990年8月、突如イラク軍がクウェートに侵攻した。この湾岸危機は、翌年1月に米英を先頭とする多国籍軍によるイラク攻撃に発展した。こうして勃発した湾岸戦争にいかなる姿勢で臨むのか。ドイツは統一したばかりの時点で重大な試練に晒された。東西冷戦が内部国境として可視化していた西ドイツではそれまで連邦軍の活

動範囲は NATO 域内に厳しく限定されてきたが、新たな国際環境の下で NATO の域外である湾岸に連邦軍を派兵することが許されるのか、国連への協力を重んじるとしても、どこに限界が引かれるべきかなど重大な問題が発生したのである。

湾岸戦争に際し、アメリカなどからの軍事協力の要請に配慮し、コール政権は NATO 加盟国で地理的に湾岸に近いトルコに戦闘機部隊を派遣した。それは NATO の立場からトルコが攻撃を受けた場合に備えるためであり、湾岸に出撃するためではなかった。この措置についてもドイツ国内では反対論が強かったが、コール政権はそこまでを協力の限度とし、結局、基本法の制約を守って実戦には加わらなかった。そして戦争終結後に日本に次ぐ90億ドルもの巨額を拠出し、戦費を分担したのである。それにもかかわらずドイツに対してはクウェートから感謝されなかっただけでなく、人的な貢献をしない小切手外交という非難が同盟国から浴びせられた。NATO の存在による安全保障面での恩恵を長く受け取ってきたばかりか、東西ドイツの統一さえ許容されたのに、国際平和のために必要とされるときに非協力の立場をとることは自己中心的であり、大国としての責任から逃れようとしていると批判されたのである。

こうした事態を踏まえ、このままではドイツに対する不信感が募りかねないと憂慮したコール政権は国連の下での平和活動に連邦軍を参加させる方針に転じ、域外派兵を可能にする基本法の改正を目指すことになった。けれども、最大野党 SPD の大勢は、たとえ国連決議がある場合であっても NATO 域外での連邦軍の武力行使に消極的だった。また国民の間でも賛否は大きく分かれていた。そのため、統一まで堅持してきた安全保障上の自制を緩めるのか否かという重大な問題をめぐり、東西統一から間もない時点で国論は分裂した観を呈したのである (Görtemaker 2009: 66ff.)。

それから時を経ずして問題は再燃した。人工的でモザイク国家といわれるユーゴスラヴィアで多民族を束ねていた連邦国家が解体しはじめたから

である。ナチスの侵略を撥ね返し、スターリンにも逆らったカリスマ的指導者のチトーが死去してから同国では民族主義のうねりに対する重石が失われていたが、それに東欧共産主義の動揺と連鎖的な崩壊の衝撃が加わった。そうした状況下で1991年6月にクロアチアとスロヴェニアがユーゴスラヴィア連邦からの独立を宣言し、離脱を認めないセルビアを主体とする連邦側が軍事介入して内戦状態に陥った。さらに翌年3月になるとボスニア＝ヘルツェゴヴィナも独立を宣言したので、軍事紛争は一段と拡大した。なかでもボスニア＝ヘルツェゴヴィナの紛争は昨日まで隣人同士だった三つの民族集団が憎しみあう凄惨な戦いになり、集団殺戮や大量レイプなどで多数の犠牲者と難民が発生する危機的な事態に至った。今日しばしば聞かれる民族浄化という表現が広く使われるようになったのはこの時からである。こうした状況下で1994年2月に国連はセルビア人勢力に対し攻撃をやめなければNATOによる空爆を実施する方針を固め、NATOは1949年の創設以来初めての武力行使に踏み切った。空爆自体にはドイツは参加を見送った。しかし、それより前からコール政権はNATOによるアドリア海での物資輸送封鎖の活動に連邦軍の艦艇を送り込み、上空からの監視飛行にはドイツの兵士を搭乗させていた。これが湾岸戦争の際の苦い経験を踏まえた措置だったのは指摘するまでもない。

このような国外における軍事的関与がドイツ国内で対立を再燃させたのは当然だった。注目されるのは、その対立を政治指導者たちが妥協点を見出す形で収拾できず、最終的に決着をつけたのが連邦憲法裁判所だった点である。連邦軍のNATO域外派遣に反対するSPDの議員は、アドリア海における軍事行動への連邦軍参加は基本法に違反するとして連邦憲法裁判所に提訴したが、1994年7月に下された判決は画期的な意義を有した。連邦議会の事前承認を条件とした上で、国連をはじめとする集団安全保障機構の枠内であればNATO域外であっても連邦軍の派兵を合憲とし、武力行使を伴う場合も含めて平和活動に参加できるとしたのである。ドイツ

では政党や政治家の評価が概して低いのに反し、連邦裁判所を含む司法の威信が高いところに特徴があるが、そのことが対立を鎮静化するのにつながった。実際、この判決に基づいて従来の制約が大幅に緩められ、同盟国から批判された軍事面での国際貢献の消極性を払拭することが可能になった。しかも、判決以後はNATO域外派遣が提起されても反対の声が大きくならなかった(中村 2006: 136ff)。こうした変化を受け、1995年11月にボスニア＝ヘルツェゴヴィナ紛争の和平合意が成立すると、判決を根拠にしてドイツは平和維持の任務で国連安保理決議に基づくボスニア平和履行軍(IFOR)に医療や輸送を中心に4000人の兵員を送り込んだ。また、それに続いたボスニアと平安定化軍(SFOR)にも3000人の連邦軍部隊を派遣した。その際、連邦議会の派遣承認を巡って与党議員だけでなく、それまでNATO域外派遣に反対してきたSPDや緑の党のかなりの部分も賛成に回った。このようにしてドイツでは従来の対立が緩んで新たな合意が形成されつつあることが明白になったのである。

(3) シュレーダー政権期の外交・安全保障政策の変容

連邦軍派遣を主軸とするドイツの国際貢献は、1998年にコールからシュレーダーに政権が交代してからも継続した。けれども、他面で変化が現れたのも軽視できない。それは多国間主義を基本としてきた外交に自制よりは自己主張の面が表れたことである。同時にその一因として、政権交代に伴い、戦後生まれの世代が主導権を握ったことも見逃せない。コールの世代までは戦争をじかに経験したので軍事面での自制が強く働いたが、世代交代に伴い、戦後の豊かな社会で成長した政治家が前面に出ることによって戦争の影が薄らいだのである。

発足時点でシュレーダー政権が直面したのはコソヴォ紛争だった。ユーゴスラヴィア連邦が解体した後、セルビア主体の新ユーゴスラヴィア連邦が誕生したが、住民の大半がアルバニア系のコソヴォ自治州では武力闘争

派のコソヴォ解放軍を中心とする分離独立運動が高まった。これに対して連邦側が大規模な暴力的抑圧を加えたので国際社会も座視できず、1999年3月に国連決議のないままNATOは「人道的介入」という新たな論理を前面に押し出して新ユーゴに対する空爆を敢行した。その決定を促したのは、スレブレニツァの虐殺事件をはじめとする「民族浄化」と呼ばれたボスニアで起こった大量虐殺の記憶であり、それにはセルビアを悪と決めつけるメディアで作り上げられたイメージが付着していた。この空爆にドイツ空軍も「アウシュヴィッツを繰り返すな」というスローガンの下に参加し、戦後初めて国外での武力行使に踏み切ったのである。その際にはアウシュヴィッツは人命を殺傷する暴力の否定ではなく、暴力肯定のため使われた。新ユーゴが屈すると国連決議に基づいてコソヴォ平和維持軍(KFOR)が編成されたが、ドイツは8500人もの大部隊をこれに投入し、平和構築の主要な役割を引き受けた。

コソヴォ紛争の決着から間もない2001年9月11日にアメリカで同時多発テロが発生し、多数の市民が犠牲になった。これに対してNATOは条約第5条に定められた集団的自衛権を初めて発動し、10月に米英軍がテロ組織の根拠地とされたアフガニスタンへの攻撃を開始した。シュレーダー首相は逸早くアメリカに対して「無制限の連帯」を表明し、アメリカ主導の軍事行動に連邦軍を派遣するとともに、国連治安支援部隊(ISAF)にも各種の専門家を含む兵力を送り出した。遠隔の地への5000人に上る派兵には逡巡する与党議員も多く、とくに緑の党では反対の声が小さくなかったが、シュレーダーは自己への信任と結びつける形で圧力をかけて押し切った。戦後世代であるシュレーダー首相と緑の党のフィッシャー外相には1960年代後半のベトナム反戦運動の闘士という経歴があるが、ここまでは戦後西ドイツ外交の基調である親米の立場を継承したといえることができる。

しかしながら、アフガンからイラクに戦争の舞台が移ると、彼らは姿勢

を軌道修正した。2002年にアメリカはイラクが大量破壊兵器を保有しているという理由で軍事攻撃を準備し、同盟国にも参加を要請した。当時、ドイツでは連邦議会選挙が目前に迫っていたが、雇用政策の失敗で当初は高かった政権への支持率が低下し、連立与党は劣勢だと見られた。一方、ブッシュ政権で顕著になったアメリカの単独行動主義に対する反感を下地にして、アメリカが呼びかけるイラク戦争に懐疑的な見方が世論の主流になっていた。そうしたなか、同年8月にシュレーダーは仮に国連決議があってもドイツはイラク戦争に加わらないと表明したのである。彼のこのような決断は、選挙情勢と切り離しては考えにくい。しかし、与党の起死回生の一策だとしても、アメリカを公然と批判しただけでなく、ドイツ自身が決める「ドイツの道」を行くと唱えたのは重要な意味を持っていた。親米の外交的伝統や「自制の文化」から逸脱し、多国間主義よりは自国の立場優先への傾斜が見出されるからである。シュレーダーはイラク戦争不参加の効果で辛うじて政権を維持できたが、対米関係が悪化したのは大きな代償だった。しかもイラク戦争反対にフランス、ロシアを誘い込んだのは、独仏枢軸の重視やロシアへの接近というシュレーダー政権の新たな方向を窺わせる出来事でもあった。要するに、シュレーダー政権下ではそれまで自明だった対米協調に希薄化の兆しが現れ、自己主張する大国という一面が公然化したといえるのである（森井 2008: 152ff）。

これに加え、アメリカの従順なジュニア・パートナーから「ノーといえるドイツ」に変わろうとした背景には、二つの変化があったのも見落とせない。一つは、冷戦期にタブーとされていた連邦軍の活動の拡大によって軍事面でも国際貢献する大国という自己認識が強まったことである。第二次世界大戦で敗北した日本には戦争放棄を定めた憲法9条とそれに基づく平和主義の国是があるが、同様に戦後のドイツにはナチスの罪悪に縛られ分断という懲罰を受けた「特殊な国」という自己認識とそれを土台とする自制の文化が存在していた。しかし、統一後に国際政治への関与を強め、

その実績に自信を深めるなかで、他の大国と同等に自主的に行動できる「普通の国」になったという国民意識の変化が生じたのである。

もう一つの変化は、既述の過去の克服につながる変化である。第二次世界大戦に先立つ1938年のミュンヘン会談でチェコスロヴァキアのズデーテン地方がヒトラーの要求に沿ってドイツに割譲され、まもなく同国がナチスの支配下に置かれたことはよく知られている。また世界大戦の劈頭にドイツ軍がポーランドになだれ込み、東から侵略したソ連とともにポーランドを分割したことも周知の事柄であろう。このようにドイツに侵略された過去のある周辺国から見れば、戦後のドイツが再び他国に軍隊を派遣することはかつての悲劇を想起させずにはおかなかったであろう。その面からみると、ドイツ連邦軍の行動範囲の拡大に周辺国から批判が浴びせられなかったのは注目に値する。その背景にはコール政権下の統一後のドイツがチェコスロヴァキアやポーランドと和解に向けた交渉を重ね、一定の成果を結んだ事実がある。前者とは1992年の善隣友好条約に続き1997年に和解宣言が調印され、ドイツ・チェコ未来基金が創設された。一方、ポーランドとの間では1991年6月に善隣友好条約が締結され、同年10月にはドイツ・ポーランド和解基金の設置が取り決められた。また独ポ青少年事業団が設立され、その枠組みで2000年には13万人が相互に派遣されるまでになった。さらに戦時期の強制労働被害者による訴訟の動きが高まったのを受けて補償の枠組みが決められ、「記憶・責任・未来」基金が2000年に設けられたことや、長い論議の末に2005年に至ってベルリン中心部の広い敷地にホロコースト記念碑の通称で知られる「虐殺されたヨーロッパ・ユダヤ人のための記念碑」が開設された意義も大きい。なお、その近くには2008年に「ナチズムに迫害された同性愛者のための記念碑」が建てられ、2012年に「ナチズムに殺害されたヨーロッパのシンティ・ロマのための記念碑」が設置されたように、統一後もナチスの蛮行を記憶にとどめる努力が続けられていることも付け加えておこう。たしかにドイツと

周辺国との関係は友好一色ではなく、課題が積み残されているものの、国際社会でドイツが「普通の国」として行動することが是認される下地として、このような文脈が存在する事実を見逃すことはできないのである。

(4) メルケル政権の外交・安全保障政策

それではコール、シュレーダー両政権に続くメルケル政権ではどのような外交・安全保障政策が推進されているのだろうか。

2005年に大連立政権がスタートすると、メルケル首相はすぐさまワシントンを訪れてアメリカとの同盟重視の立場を伝え、シュレーダー政権で悪化した対米関係の修復に努めた。これと併せ、前政権の独仏枢軸への傾斜や対口接近を見直し、バランスの回復も図った。このようなメルケル政権の外交姿勢を視野に入れると、上述したシュレーダー政権期の変化は単なるエピソードのように映るかもしれない。けれども、それには一時的な現象として片付けられない重みがある。

ドイツが議長国になった2007年の先進国サミットで、メルケルは地球温暖化対策で自国産業を優先して規制を渋るアメリカを合意に導き、調整力を発揮した。さらにEUの憲法条約が破綻しかけたとき、蘇生のために尽力し、一定の成功に導いた。フランスのシラク大統領やイギリスのブレア首相が退陣した後のヨーロッパで外交面の力量をみせたメルケルはリーダーとして存在感を強め、併せて大国としてのドイツを国際社会に印象づけた。

その一方で、連邦軍を中心としたコール政権以来の国際貢献を継続した点で目新しさが乏しく、外交政策の連続性が際立っている。事実、2008年の時点で見ると、従来の政策の延長線上でアフガニスタンのISAFに3700人、コソヴォのKFORに2200人、ボスニアのEUFORに120人、アフリカの角の海賊対策(OEF)に90人の連邦軍を展開している。また2013年の連邦国防省の報告書によれば、その時点で連邦軍は12のミッ

ションに参加している。2002年以來の ISAF, 1999年以來の KFOR のほか、2006年からのレバノンでの UNIFIL, 2008年からのスーダンでの UNAMID, 2010年からのソマリアでの EUTM SOM, 2010年からの南スーダンでの UNMISS などがそれである。さらに EU が独自の安全保障政策を打ち出し、EU 域外で平和活動を進めるようになったが、その一環である2006年のコンゴでの活動にドイツは800人の連邦軍を参加させ、マリでは2013年から現地の部隊訓練を担当している。

これらはいずれもドイツ単独ではなく、多国間主義に基づいている。その意味では新しいといえるのは連邦軍改革である。冷戦が終わって脅威の構造が大きく変化したが、それを受けて NATO の役割も変容した。それに対応してドイツでも、シュレーダー政権期の2003年に定められた新防衛大綱で他国による侵略に対処する領域防衛から、地域紛争や国際テロの抑止を主眼とする危機管理に安全保障政策の重心が移されたのである。国防省の上記の報告書で連邦軍の変容が「国土防衛から派遣の軍隊へ」と定式化されているのはそのためである。これに対応してメルケル政権では、スリムで効率的な組織に向けた連邦軍改革が進められ、1956年の連邦軍創設以来存続した徴兵制が2011年に停止された。この措置はあくまで停止であって廃止ではなく、事情によっては復活させる含みが残されているものの、冷戦後のヨーロッパ各国で相次いで徴兵制が廃止されたことに鑑みれば実質的には廃止に等しく、国内外で広く廃止として理解されている。

このように国際環境の変化に合わせた手堅い外交が続いただけに、第2次メルケル政権における出来事は特筆に値する。2011年に「アラブの春」と呼ばれる変革が起き、北アフリカ諸国で連鎖的に独裁体制が崩壊した。しかしリビアでは反米の急先鋒だったカダフィ大佐が君臨する軍事政権が頑強で、リビア東部を拠点とする反体制派を軍事的に苦境に立たせた。そうした状況でかつての宗主国フランスのサルコジ大統領はリビア空爆を提

起し、国連の場で米英が介入に同調したのである。けれども、その動きを予見できなかったメルケルは、安全保障理事会でロシア、中国とともに棄権に回った。その結果、対米関係にも独仏枢軸にも亀裂が入り、西側統合や多国間主義の外交路線から逸脱したという印象を同盟国に与えたのである。そうした印象は第3次政権になった2014年の「イスラム国」対策でも強まった。というのは、アメリカ主導で始められたシリアの「イスラム国」支配地域の空爆に英仏などが参加するなか、ドイツは協調を重視して現地の反「イスラム国」勢力への武器供与を超え連邦軍を派遣したものの、後方での小幅な軍事協力にとどめたからである。一方、首相就任以来メルケルは、9.11テロ事件の関係者をアメリカが拘束し、キューバにある収容施設に押し込めて虐待した疑惑に関連してアメリカに真正面から苦言を呈した。また2013年にメルケルの携帯電話をアメリカの情報機関が盗聴していたことが発覚した事件では、ドイツ駐在のアメリカ外交官を追放する事態に発展した。このように対米関係でドイツは徐々に存在感を強め、もはや物言わぬ従順なパートナーではなくなっている。またドイツが重視する多国間主義の基本路線についても、無条件に優先するというよりは、自主的な判断を加味した上で尊重される指針に変わってきているのである (Jesse 2012: 207ff.)。

(5) ヨーロッパ政策の発展

次にヨーロッパ政策について考えよう。ここではヨーロッパの統合過程に関しては必要な範囲で触れるにとどめ、ドイツとEUの関係に焦点を絞ることにしよう。

統一ドイツの歩みはヨーロッパ統合と並行している。後者の特徴づけているのは拡大と深化である。深化については、1992年にオランダのマーストリヒトで欧州連合 (EU) 条約が締結され、それに基づいて1999年に共通通貨ユーロがスタートしたのが代表例になる。また拡大に関しては、

1995年のオーストリアなど3カ国に続いて2004年に中東欧の10カ国が加盟し、その後3カ国が参加して現在では28カ国に達した。その結果、スイスやノルウェーなどの僅かな国や、長く加盟を希望しているトルコを残してヨーロッパのほぼ全域をカバーするに至ったのである。

ドイツ統一時、大国として単独行動に傾くことへの懸念が周辺国にみられたが、それを顧慮してコールはヨーロッパの強化された枠組みにドイツを拘束することを表明した。この立場から独仏を主軸にして結束を強めるために産み出されたのがマーストリヒト条約である。条約では1999年までの共通通貨の導入のほか、共通外交安全保障政策、司法内務協力、欧州議会の権限強化など重要な事項が取り決められた。二つの世界大戦で東西間に埋没したヨーロッパを復活させ、戦争を不可能にすることは、西側統合と並んでコールの政治的師匠アデナウアー以来の悲願だったが、コールは統一と併せ、これを大きく前進させたのである。とはいえ、同条約の画期的な内容のため各国での批准は難航した。デンマークの国民投票では否決され、フランスでも賛否が拮抗したのである。ドイツ国内でも繁栄のシンボルである強いドイツ・マルクを放棄することへの抵抗が強く、条約の主役なのに結果的に批准は最後になった。

一方、1990年代の地域紛争の多発を踏まえ、アメリカ主導のNATOへの依存から抜け出るため、EU自体の軍事的能力の強化が協議されるようになったが、シビリアン・パワーを重視する立場からドイツは新たなヨーロッパ構想を提起した(西田・近藤 2014: 185ff)。その代表例が2000年にフィッシャー外相が打ち出したヨーロッパ連邦のビジョンである。それは巨大化したEUをより一層民主主義化することに主眼をおき、EU市民の直接選挙による大統領や二院制の導入を謳う斬新なものだった。もちろん、各国の利害がせめぎ合う中では実現に至らなかったが、それを踏み台にしてEUには2001年に欧州憲法制定のための諮問会議が設置され、ドイツはこれを強力に後押しした。諮問会議の成果は2004年に欧州憲法条

約として署名され、各国の批准に付された。しかし、マーストリヒト条約の場合と同様に、反対派によってEU本部のあるブリュッセルの官僚による支配に対する反感が煽られた。その結果、2005年にEU原加盟国で主軸でもあるフランスとオランダで実施された国民投票で批准は否決され、一旦は挫折した。統合の深化の意義についての理解が各国の国民の間に行き渡らず、主権喪失の懸念に加えて政治エリートの独走に対する反撥が強かったからである。

2005年に首相となったメルケルは、このようにして頓挫した憲法条約の再生に取り組んだ。2007年にドイツはフランスと提携して修正案を提示し、主権にこだわる加盟国に配慮して超国家的な色彩を薄めた上で同年にリスボン条約として調印された。同条約は批准手続きを経て2009年に発効し、それによって新設されたEUの大統領と外相は、統合されたヨーロッパのシンボルにもなっている。こうした憲法条約の再生の過程では、ドイツのイニシアティブと独仏協調のほか、メルケルの柔軟な調整力が重要な要因になった (Bienert/ Creuzberger/ Hübener/ Oppermann 2013: 107f.)。

ユーロ導入などを決めたマーストリヒト条約やEU憲法に相当するリスボン条約ではドイツのリーダーシップが不可欠だったが、そこではまだドイツの国益や自己主張は目立たなかった。しかし2009年末以降に重大化したユーロ危機では様相が変わった。

2008年のリーマン・ショックを引き金とした世界的な景気の落ち込みはドイツも巻き込んだ。メルケル政権はこれに迅速に対処し、経済成長率が軒並み悪化した他の先進諸国に比べると打撃は大きくならなかった。けれども、景気回復が軌道に乗った矢先にユーロ危機に見舞われたのである。2010年初頭に財政粉飾で信用を失ったギリシャ国債が暴落し、引きずられてユーロが急速に下落したが、これへのEUの対処は出遅れた。フランスを筆頭に公的資金を速やかに投入すべきとする立場とドイツに代表

される市場経済のモラルを重視する立場が対立したからである。メルケルが憂慮したのは、モラルハザードに陥った国々への支援が豊かな国に負担としてのしかかり、EUへの反感が高まることだった。彼女が厳格な財政規律を主張したのはそのためである。

2010年春になるとスペインなどでも国債が急落したので、ユーロ圏諸国は緊急援助計画を策定し、ユーロ危機の拡大防止に取り組んだ。そのなかで最大の負担をしたのはドイツだった。これを踏まえ2012年には欧州安定メカニズムが創設されたが、その基金の4分の1以上をドイツが引き受け、最大の拠出国になった。同時に、この立場からドイツは財政規律の強化を訴え、それは加盟国の大半でルール化されたが、他面でドイツの頑強な姿勢はフランス、イタリアなどとの溝を深めることになった。

このようにして今日では、EUでのドイツの主導権が強くなり、自己主張が前面に出てくるようになってきた。独仏協調を支柱にして統合が進められてきたヨーロッパで経済力の差を背景にフランスの影が小さくなり、ドイツの存在感が増しているのは、安全保障政策面での変化にも照応している。たしかにドイツは統一以降も一貫して「ヨーロッパのドイツ」を標榜し、メルケルもそれを踏襲している。しかしその反面では、分断の重石が外れて「普通の国」になったドイツは、政治面だけでなく経済面でも大国という地位を土台にして、国益優先でドイツの意に従う「ドイツのヨーロッパ」を目指していると映る行動も見せるようになってきているのである。

7. 政党政治の変容

(1) 国民政党の衰退

統一後のドイツに見出される政治的変化の最後の注目点として、政治のあり方そのものの変化にも目を向ける必要がある。ここでは政党政治の平面に限定して、ドイツの政治的安定の同義語ともいえる政党国家的デモク

ラシーの問題を考えることにしよう。政党国家という用語は日本では馴染みが薄いですが、政党が政治的意思形成にあたって主要な役割を演じている現実を指すだけでなく、それが制度化されて法的に公認され、また国民によって広範に肯定されている国家のことをいう。ドイツの場合、制度面では基本法21条に民主主義の支柱としての政党に関する規定が明記され、政党法で国庫助成が定められていることはよく知られている。

1993年に宮沢政権から細川政権に交代し、自民党が下野して以降、日本では首相のめまぐるしい入れ替えが続いてきた。これと比べると、1990年の統一以降、ベルリン共和国で首相の座にあったのは、コール(1982-1998)、シュレーダー(1998-2005)、メルケル(2005-)の3人にすぎず、西ドイツの時期を含めて政権の安定が続いているように見える。また組み合わせが変わっても一貫して二大政党の一つを主軸とした連立政権である点でも連続性が濃厚であるように映る。しかし、実際には二大政党の連立である大連立は西ドイツの時期には1966年から1969年までの3年間だけでただ1回だったのに反し、ベルリン共和国になってからは2度繰り返され、期間も6年以上に達している点に違いがある。この相違は重要な変化が起こっていることを示しているが、なかでも注目されるのが、国民党の衰退である(近藤 2011: 64ff)。

ドイツの政党システムは19世紀の出発以来、階級と宗教によって仕切られた四つの社会道徳的ミリューに支えられてきたといわれる。保守、リベラル、社会主義、カトリックがそれである。しかし、20世紀の半ばまでにそれらが融解すると、西ドイツでは多様な社会層を包摂する国民党と呼ばれるタイプの二つの政党が形成された。CDU・CSUとSPDがそれである。

このうちSPDは19世紀以来の長い歴史を有し、マルクス主義の影響の強い社会主義政党から民主主義と市場経済を擁護する政党に変貌してきた。その転換を画するのが、1959年に採択されたゴータスベルク綱領であ

る。一方、姉妹政党である CDU と CSU は戦後に新たに登場した政党である。これらはカトリックを中心にした中央党の流れを汲み、これに保守派やリベラル派などが合流して結成された。また政党が乱立したヴァイマル共和国の反省に立ってカトリックとプロテスタントが一体になっていることや、党名にキリスト教とつけられているものの、一部の政策分野を除いて教会の影響力は強くないことも注目点といえる。色分けすれば CDU・CSU は持てる者を中心にし、SPD は持たざる者を中心とする国民政党といえるが、どちらも幅広い階層に支えられ、一枚岩の政党ではなくて多様な政治的潮流を抱えている。

ドイツ統一のころまではこれらの二大政党は多数の党員を擁し、選挙での得票率も高くて、ボン・デモクラシーの安定と成熟を支えてきた。CDU・CSU は保守、SPD は革新の役割を担い、ヴァイマル共和国やナチス・ドイツの教訓を踏まえてリベラルな民主主義と福祉を加味した市場経済を共通の土台にしたうえで、保守と革新の対抗と協調のシステムを形成してきたのである。けれども、第3次産業部門が拡大して産業構造が変わり、社会の情報化や高学歴化の進行につれて価値観や利害が多様化すると、二大政党の社会的基盤が流動化するのとは避けられなかった。豊かな社会になった1970年代以降に従来は政治的イシューではなかったジェンダーや環境が主要なテーマに加わるようになり、「新しい社会運動」と呼ばれる潮流が台頭したが、その大きな変化についていくのは容易ではなかったのである。これに加え、ボン・デモクラシーの土台だった「モデル・ドイツ」のシステムが産業立地の衰弱に伴って動揺し、右肩上がりの時代が終焉を迎えたとき、生活向上への従来どおりの期待に政党は応えることができなくなった。経済が成長し、分配できるリソースが存在するかぎりでは階層をまたいだ国民政党の基盤は安定していたのである。

こうして統一以降にドイツ経済が長期的停滞の局面に入ると、二つの国民政党に対する期待は不満に変わり、政党の統治能力に疑問符をつける声

が高まった。それを示す兆候の一つが、既述の「政治倦厭」と呼ばれる現象が広がったことである。これは政治、政党、政治家にウンザリ、飽き飽きしている心情や気分を指す言葉であり、頻発する政治スキャンダルによって強められると同時に、投票率の低下や党員数の減少などとして可視化した。例えば1990年の国民政党的党員数の合計は160万人を数えたが、20年後の2010年には116万人にまで落ち込んだ（近藤 2011: 67ff.）。もう一つの表現になったのは、抗議投票の増大である。連邦議会選挙の際の二つの国民政党的の得票率は1980年代に入ってから漸減傾向を示していたが、ドイツ統一後の1990年代になると、従来の国民政党的の支持者が選挙の際に棄権に回るだけでなく、政治指導者に懲罰を加えるために他の急進的な政党的に票を投じる傾向が出現したのである（Bienert/ Creuzberger/ Hübener/ Oppermann 2013: 58ff.）。統一から間もない時期の州議会選挙などで極右政党的が票を集め、その後の連邦や州の選挙でも「自由な有権者」、海賊党、「ドイツのための選択肢」のような新興の政党的が台風の目になったのは、その例証といえる。なかでも結党まもない「ドイツのための選択肢」が反ユーロを訴え、2013年の連邦議会選挙で議席獲得のハードルである5%の得票率の一手手前まで一気に躍進したのが注目される。これと並んで、「シュツットガルト21」と名付けられた都市再開発に際して激しい反対運動が噴出し、あるいは既述のハルツ改革に反対する「月曜デモ」や「西洋のイスラム化に反対する愛国的ヨーロッパ人」すなわちベギーダの運動が盛り上がったように、決定への直接参加を要求したり抗議を表明したりするために街頭で行動する市民運動の波が高まっているのも見逃せない。街頭を舞台とする政治は大革命以来のフランスの伝統の一つといえるが、ドイツにおいても議員が集まる議会と並び、広場や街頭が政治的空間としての意義を高めてきている（近藤 2006: 206ff.）。議会を理性と討論の場、街頭を情動と絶叫の場とする固定観念は、国民政党的とそれを足場にする政治指導者への信頼とともに崩れてきているのである。

一方、政権を担当する国民政党的側では、統一以降、経済の低迷や財政赤字のために新たな政策展開をする余裕がなくなっただけでなく、福祉国家の改造に示されるように、国民に痛みを強いる政策に取り組みねばならなくなった。そうした状況下では不人気な改革を先送りするか、ライバル政党に押し付ける傾向が生じ、政争が激化せざるをえなくなる。産業立地の再構築でコールが頓挫し、ハルツ改革でシュレーダーが深手を負ったのはその例であり、移民法が成立までに二転三転したのもその表れである。

とりわけ注目に値するのは、SPDの凋落である。19世紀の結党以来、SPDは労働運動に支えられた政党として発展し、貧しい者の党というアイデンティティを有していたが、産業構造の変動によって労働運動が衰退していくなかで新しいプロフィールを模索しなければならなくなった。同時に政権を獲得し維持していくためには、グローバル化に対応し産業立地の再構築に取り組むことが不可欠だった。このような背景からシュレーダー政権はハルツ改革を推進したが、それによってSPDは伝統的な貧しい者の党というアイデンティティを失い、アイデンティティの危機に陥った。シュレーダー後のSPDがとくに連邦議会選挙で惨敗を重ねているのはそこに主要な原因がある(近藤 2011: 26ff.)。労働運動を背景にして福祉国家の拡充に注力してきたSPDは今では福祉国家の党とはいえなくなったのである。

このようにしてSPDの低迷状態が続いているが、他方でメルケルが率いるCDU・CSUが堅調に見えるのは、その裏返しという面がある。メルケル政権になってからCDU・CSUに中道化の傾向が現れているのは、SPDが失った地歩をCDU・CSUが占めるようになったからであり、必ずしも同党の基盤が拡大し、あるいは強固になったことを意味していない点に注意が必要であろう。実際、よく観察すれば激しく争ってきた二つの国民政党的間の政策距離は外見よりも遥かに近くなっていたのであり、そのことが大連立政権が出現する背景にある。2005年にメルケル政権が成

立した際、敗者の大連立といわれたが、国民政党衰退という当時の基本的な問題は解決していないのである。大連立政権の場合、共同責任を担う二大政党が選挙では政権獲得を巡って争うことになるが、選挙戦では手柄の独り占めや失政の責任の押し付けが生じやすいだけでなく、差異を明確化して次の政権構想を有権者に提示するのが難しくなる。こうした問題は、具体的な成果よりも政権の獲得や維持を優先し、必要な改革をつぶしたりネグレクトして省みない政党政治にありがちな問題群の一部ともいえるが、そうした行動が政治倦厭を広げ、有権者を国民政党から離反させる原因にもなっている。

(2) 政党システムの変容

低迷する経済のもとで二つの国民政党の改革政策は近似せざるをえなかったが、他方で両者の政策距離が縮まるにつれて幅広い国民の期待に応じるのが困難になった。その結果、国民政党から離れた有権者は小政党の支持に流れ、支持率は低下傾向をたどった。例えば連邦議会選挙での国民政党の合計得票率は1990年の77.3%から2009年の56.8%まで縮小したのである。その一方で、小政党の得票率が増大し、中規模化するという現象がみられるようになった。とくに国民が大きな関心を寄せていた福祉国家改革の評価が問われた2005年の連邦議会選挙の際、非公式の大連立を組んで実質的に協力したCDU・CSUとSPDがともに敗北を喫し、改革に反対した民主社会党などが大きく得票率を伸ばしたのは、改革に伴う不安や反撥の広がりを見せていただけではなく、国民政党が有権者の期待の受け皿としての役割を十分に果たせなくなったことを示していた。また福祉国家改革が争点としての重みを増し、主要な対立軸として定着した結果、民主社会党を継承する左翼党が政治地図で確固たる地位を占めるに至った(小野 2012: 57ff.)。1950年代半ばまでを除くと3党制の時期が比較的長く、1980年代に緑の党が参入して4党制になった西ドイツの政党システムは、

統一に伴い、新たに民主社会党が加わって流動的な5党制になっていた。しかし、ハルツ改革を境にして拠点である東ドイツ地域から西にウイングを延ばした左翼党が政党システムの一角を占め、5党制が固まったのである。その意味で、多党化という点もドイツ統一後の主要な変化の一つといえる。

こうした変化の影響を受け、連立を通例とするドイツでは連邦議会で安定多数を占める政権を2党で作るのが難しくなり、3党による連立が現実味を増している。3党の連立は州レベルでは経験があるものの、連邦レベルでは前例がない。2005年と2013年にはメルケルが率いる大連立政権が登場したが、それは二つの国民政党の政策距離が縮小したからだけではなく、不安定化しやすい3党連立の難点を回避する窮余の策という一面があった。ドイツではヴァイマル共和国の苦い経験を踏まえ、安定を重視する観点から民主主義の制度設計がされており、有名な5%条項や建設的不信任はその一環をなすが、そうした観点からみて3党連立は望ましくないと見做されるのである。

その一方で、やはりヴァイマル共和国とナチ時代の反省に基づき、フランスやイギリスなどと違ってドイツでは国民投票のような国政レベルでの直接民主主義の方式が制度的に封じられている。基本法で政党に国家と社会を媒介する重要な役割が与えられているのはそのためである。政党に対する国庫助成は政党重視を表す政治制度の代表例であり、ドイツが政党国家と呼ばれる理由でもある。しかし、政党の地位が強固であることは、政党が社会から遊離して政治エリートと一般の市民との距離が拡大する原因にもなりやすい。今日のドイツで政治家や政党に対する不信が広がる一方で、政治的決定への市民の直接参加の運動が高まり、二つの変化が表裏一体になっている一因はそこにある。ドイツでは1970年代から環境問題などへの関心が高まり、政党に依拠せずに身近の様々なテーマに取り組む住民の運動が高まるようになった。それらは一般に市民イニシアティブと呼

ばれてきたが、その運動は政治不信の広がりとともに拡大し、携わるテーマも多様化してきた。高齢者支援、女性支援、移民支援をはじめとしてスポーツ、文化、自然保護などに従事するボランティア・グループがその代表的な例である（井関 2005: 96ff.）。それらは今日では市民活動と総称されているが、社会参加にとどまらず、政治参加を目指す動きがそのなかから現れている。社会のこうした長期的な変化を背景にして続いている国民政党的の衰退は、近年では5党制という政党システムを出現させるところまできた。このような多党化の傾向は、不安定な3党連立政権や議会に多数派をもたない少数派政権が登場する可能性を高めており、政党がボン共和国で担った民主主義を下支えする役割を今後も十全に果たせるかどうかを不透明にしている。

一方、メルケルがビジョンへの共感よりは実務的手腕で信頼を得ているように、国民政党的が衰退しつつあるなかでは、強い指導力を発揮するリーダーが登場する可能性は小さくなっている。それはグローバル化やヨーロッパ化による選択肢の制約や、大きな変革よりは当面の生活の安定を望む国民の心理にも照応している。同時に、価値観や利害が多様化し、格差が拡大している今日の社会では、国民政党的を軸にして国民を政治的に統合することはますます難しい課題になってきている。多くの先進国では社会的排除が深刻な問題になっているが、それを背景にして政治的に疎外されて自己を無力と感じる人々が増大し、そのなかから民主主義に背を向け、排外主義と偏狭なナショナリズムに傾斜する傾向が現れている。フランスの国民戦線、オランダの自由党、オーストリアの自由党などが人気を博しているのはその表れにはかならない。この点はドイツも例外ではなく、ポピュリズムの可能性が指摘される根拠はそこにある。2013年に創設された「ドイツのための選択肢 (AfD)」がユーロ危機と難民問題を土壌にして次々に州議会への進出を果たし、勢いを増しているのは、それを裏付けているといえる。その意味で強い個性や鮮烈な主張を掲げた政治家が登場

するとすれば、国民政党的外部からになる公算が大きい。

たしかにメルケル政権は、家族政策での男性稼得者モデルからの離脱や環境政策での脱原発のように、社会や価値観の変動に柔軟に対応し、中道色を強めて政治的ウィングを拡大している(近藤 2013b: 165ff.)。SPDの支持率が低調なままであり、上向く兆候が見られないのはその影響を受けているためである。けれども、メルケルが比較的高い人気を博している土台には、ハルツ改革の効果が表れてからのドイツ経済の好調がある。ドイツ統一以降に上昇して高止まりした失業率が低下し、政策展開を縛っていた財政赤字が軽減したことは、メルケル政権が長期化している鍵になっている。しかし、裏返してみればこのことは、経済にいつか大きな翳りが生じたり、あるいは中道路線のメルケルが表舞台から去る日が来たとき、ドイツのデモクラシーを特徴づけてきた安定がこれまでどおり持続するか否かを疑問視させることにつながる。メルケル個人の人気の陰に隠れてあまり目立たないものの、彼女が党首を務めるCDUの支持率が高まっていないことは、そうした疑問を強める要因でもある。政党国家と呼ばれるドイツで国民政党的の統合力は衰弱しつつあるが、その先にどのようなタイプのデモクラシーが出現することになるのか、今後の展開が注目される所以である。

おわりに

本稿ではベルリンの壁が消滅して戦後が終焉した現代ドイツの政治に関し、変化の面を中心にその歩みを眺めてきた。福祉国家の縮小と自由主義モデル化、東西ドイツの間の格差と心の壁の問題、移民を受け入れてドイツ人の枠を拡大する移民国への転換、ヨーロッパを主導する大国への上昇と「普通の国」への変貌、国民政党的の衰退と多党化がここで光を当てた変化である。

東西分断の解消は冷戦終結のピークであり、ドイツ現代史上の最大級の出来事だった。これによりドイツは戦後に終止符を打ち、ポスト戦後の時代を迎えた。統一ドイツすなわちベルリン共和国は戦後ドイツではなく、ポスト戦後のドイツなのである。あるいは統一を境にして現代史から現代に移行したと考えるならば、ベルリン共和国はドイツの現代であり、分断された東西ドイツはドイツの現代史と捉えることも可能であろう。

とはいえ、ドイツの統一が西ドイツの東への拡張として実現されたことは否定できず、その結果、往々にして統一ドイツは西ドイツの延長と見られやすい。ベルリン共和国がボン共和国に重ねあわせられ、統一を境にして起こった様々な変化が軽視されがちなのはそのためである。たしかに憲法に当たる基本法がわずかな修正を加えただけで堅持され、制定当時には暫定的な憲法と見做されて尊重する気風が希薄だったのが、憲法愛国心が語られるように、今では社会に広く定着している。また、それを土台とする政治運営についても、戦後復興から経済大国までの変化の大きい西ドイツの41年を僅か6人の首相が舵取りしてきたのと同じく、ベルリン共和国でもコール、シュレーダー、メルケルの3人がトップ・リーダーとして統一後の四半世紀を乗り切ってきたから、ボン共和国に続くベルリン共和国のデモクラシーは安定しているといってよい。一方、市場原理を万能視しない社会的市場経済と呼ばれる仕組みには西ドイツで広範なコンセンサスが形成され、協調的労使関係を支柱にして豊かな社会が築き上げられた。そこで実現された繁栄には統一後の停滞期に翳りが生じたものの、福祉国家改革を進めることによって回復され、日本に次ぐ巨大なGDPが示す通り、世界でも指折りの豊かな国民生活が実現している。

西ドイツ以来のこれらの共通項を軽視することができないのは指摘するまでもない。これを連続性と呼ぶならば、本稿で照明を当ててきたのはむしろ変化の面である。安定しているように見えるデモクラシーは国民党の衰退につれて変容し、多党化と新興政党の台頭が目立つようになって

いる。さらにその基底では、決定への直接参加を求める声が強まる一方、様々な形の抗議運動が噴出しているのも見逃せない。また、国民生活の豊かさを支えてきた福祉国家は経済的停滞の中で産業立地の桎梏と見做され、その改造に伴って貧困と格差が可視化してきた。西ドイツは「平準化された中間層社会」を目指してきたが、今日の繁栄の裏側では社会の安定盤となる中間層がやせ細って社会的亀裂が深まるとともに、競争からの脱落と貧困への転落に対する不安が広がっている。それら以上にドイツの変化を鮮明に映し出しているのは、国際社会でのドイツの役割であろう。ドイツから遠く離れたアフガニスタンやイラクで連邦軍が活動する姿は、自制を基調とした統一以前には想像すらできなかった。さらにヨーロッパでは国民国家の障壁が低くなり、EUの重みが増しているが、それに応じてドイツの影響力がますます強まりつつある。

統一後に生じたこれらの変化はいずれも連続性の厚い覆いの下で進行してきた。統一以降も政治的決定の仕組みとしての民主主義が揺らいでいるとはいえ、人権が侵害されたり議会政治が危機に陥っているわけではないから、民主主義は安定状態が続いているといえる。また個人や企業をアクターとする市場経済が従来どおりに堅持されるとともに、生活保障のシステムである福祉国家も改造されたものの、決して解体されたわけではない。それゆえに経済的不平等が拡大し貧困層が増大しつつあっても際立つことはなく、総じて繁栄は継続しているといってよい。その意味で、ベルリン共和国がボン共和国の延長という色彩を濃厚に帯びているのは間違いない。けれども他面では、そうした連続性にもかかわらず、両者の相違を見過ごすことはできない。国際社会の中でドイツはもはや政治小国ではなく、国際的にも大国としての役割を果たすことが期待されているし、国民の間でも大国という意識が強くなっている。また「支援と要求」を柱とする改革後の福祉国家は、再分配機能が弱くなり、援助を必要とする者に自助努力を強く求める点でかつてのそれとは異質になっている。さらにボン

共和国の末期に外国人問題が主要な政治的争点になっていたとしても、やがてドイツが移民受け入れを制度化し、ドイツ人の枠を拡大した移民国に発展していくと予想した人は多くはなかったであろう。

このように本稿で鳥瞰したベルリン共和国の多面的な変化はいずれも重要な意味を有している。それらは統一後のポスト戦後というべき時期に生じたのであり、統一以降のドイツの四半世紀は変化に富んでいるのである。翻って日本に眼差しを転じると、ドイツが統一し、冷戦が終結した当時、日本はバブル経済の最終局面にあり、それがはじけてから失われた10年ないし20年ともいわれる長い経済的停滞の時期に突入した。また1991年に起こった湾岸戦争を起点にして冷戦後の新たな国際秩序の下での国際貢献のあり方が鋭く問われるようになった。こうして同じ四半世紀に日本も数々の試練に直面し、それに応じた変化を遂げてきた。無論、ドイツが関した変化と日本のそれとは同一ではない。けれどもポスト戦後期に日本が突き当たった問題や課題を念頭においてベルリン共和国の変容を見据えるなら、これからの日本の進路を考える際、ドイツの経験から貴重なヒントを得ることができるであろう。この観点からみると、ドイツがどのような道を歩んできて、今後どんな方向に進んでいくのかは、大いに関心をそそるのである。

参考文献

- 井関正久（2005）『ドイツを変えた68年運動』白水社。
小野一（2012）『現代ドイツ政党政治の変容』吉田書店。
近藤潤三（1998）『統一ドイツの変容』木鐸社。
同（2004）『統一ドイツの政治的展開』木鐸社。
同（2006）「戦後ドイツの街頭政治について」『社会科学論集』41号。
同（2007）『移民国としてのドイツ』木鐸社。
同（2010）『東ドイツ（DDR）の実像』木鐸社。

- 同 (2011) 『ドイツ・デモクラシーの焦点』 木鐸社。
- 同 (2013a) 『ドイツ移民問題の現代史』 木鐸社。
- 近藤正基 (2009) 『現代ドイツ福祉国家の政治経済学』 ミネルヴァ書房。
- 同 (2013b) 『ドイツ・キリスト教民主同盟の軌跡』 ミネルヴァ書房。
- 高橋進 (1999) 『歴史としてのドイツ統一』 岩波書店。
- 高橋進・石田徹編 (2013) 『ポピュリズム時代のデモクラシー』 法律文化社。
- 坪郷實 (2009) 『環境政策の政治学』 早稲田大学出版部。
- 中村登志哉 (2006) 『ドイツの安全保障政策』 一芸社。
- 西田慎・近藤正基編 (2014) 『現代ドイツ政治』 ミネルヴァ書房。
- エールハルト・ノイベルト, 山木一之訳 (2010) 『われらが革命』 彩流社。
- 森井裕一 (2008) 『現代ドイツの外交と政治』 信山社。
- 雪山伸一 (1993) 『ドイツ統一』 朝日新聞社。
- 若尾祐司・本田宏編 (2012) 『反核から脱原発へ』 昭和堂。
- M. Bienert/S. Creuzberger/K. Hübener/M. Oppermann, hrsg., Die Berliner Republik, Berlin 2013.
- M. Görtemaker, Die Berliner Republik, Berlin 2009.
- E. Jesse, hrsg., Eine normale Republik?, Baden-Baden 2012.
- K.-R. Korte, Politik im vereinten Deutschland 1998-2010, Erfurt 2010.
- M. G. Schmidt/R. Zohlhörer, hrsg., Regieren in der Bundesrepublik Deutschland, Wiesbaden 2006.
- H. Uhl, Die Teilung Deutschlands, Berlin 2009.
- F. Walter, Die SPD. Biographie einer Partei, Reinbek 2009.

(付記) 本稿を脱稿したのはドイツ統一から四半世紀になる2015年3月であり、その後2年余りの間にいくつもの重要な出来事が生じている。例えば2015年秋以降の大量の難民の流入、2016年のイギリスのEU離脱決定による激震、政党政治における「ドイツのための選択肢」の台頭などがそれである。さらにトランプ大統領が率いるアメリカとの関係にも変化が起こる公算が大きい。しかしそれらについては本稿で論及されていないことをお断りしておきたい。また2003年までに関しては拙著『統一ドイツの政治的展開』で詳述したので参照していただきたい。